

規定 1. 定期預金等共通規定

この定期預金等共通規定は、期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金、変動金利定期預金（以下これらを「定期預金等」といいます。）等に適用します。

1.（証券類の受け入れ）

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書によるものは証書と引換えに、通帳によるものは当該受入の記帳を取消したうえ、当店で返却します。

2.（預金の解約、書替継続等）

- (1) 定期預金等は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) 定期預金等を解約または書替継続するとき証書によるものは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて同名義・同種類・同期間で書替継続するときは、記名押印がなくても取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (3) 期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または、通帳とともに当店に提出してください。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金の預金者が第6条第1項に違反した場合
 - ③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

3.（届出事項の変更、証書、通帳の再発行等）

- (1) 証書、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所、利息の入金口座その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 証書、通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは証書、通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 証書、通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

4.（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお

届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

5. (印鑑照合等)

証書または払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

6. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金および証書・通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第2条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第2条第5項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

9. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとします。預金証書は届出印を押印して(通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに)通知と同時に当金庫に提出してください。
 - ② 複数の借入金等の債務(預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの)がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ③ 前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - ④ 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとし、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

10. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日
 - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで)に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限りします。
 - ④ この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、

預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
- ②初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日
 - (a) 異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）
 - (b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第3条第2項に定める事項の通知を発したことです。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、
- ③この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日
- ④総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

1 1.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
 - ①この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
- (4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - ①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - ②前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

1 2.（規定の変更）

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

規定2. 期日指定定期預金規定

1.（預入れの最低金額）

期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1口100円以上とします。通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2.（預金の支払時期等）

- (1) この預金は、証書表面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（証書表面または、通帳記載の据置期間満了日）から証書表面または、通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 前記(1)により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合は、同項による満期日の指定はなかったものとします。
指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

3.（利息）

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ①預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満／証書表面または通帳記載の「2年未満」の利率
 - ②預入日から満期日までの期間が2年以上／証書表面または通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金等共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第2条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ①6か月未満／2年以上利率×30%
 - ②6か月以上1年未満／2年以上利率×40%
 - ③1年以上1年6か月未満／2年以上利率×50%

- ④ 1年6か月以上2年未満／2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満／2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満／2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

規定3. 自動継続期日指定定期預金規定

1. (預入れの最低金額)

自動継続期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1口100円以上とします。通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、証書表面または、通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続後の金額が300万円以上となる場合は、期間3年（複利型）の自動継続自由金利型定期預金（M型）として継続します。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、証書表面または通帳記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

3. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申し出があった場合に、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について証書表面または通帳記載の据置期間満了日（預入日、または継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合は、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前記(2)により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について継続停止の申し出があったものとして取扱います。ただし、一部の金額が解約された場合は、その残りの金額について自動継続として取扱います。
- (4) 前記(2)による満期日の指定がない場合は、証書表面または通帳記載の最長預入期限を満期日とします。
- (5) 前記(2)により定められた満期日から1か月経過しても解約されなかった場合、もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとして取扱います。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (6) 継続停止の申し出がない場合、前記(3)のこの預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前記(5)により満期日の指定がなかったものとされたときは、預金の全部について、引続き自動継続の取扱いとします。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満／証書表面または通帳記載の「2年未満」の利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上／証書表面または通帳記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあり、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (3) 継続する場合の利息は、あらかじめ選択された指定預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払います。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を定期預金等共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第2条第4項または第5項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満／2年以上利率×30%
 - ② 6か月以上1年未満／2年以上利率×40%
 - ③ 1年以上1年6か月未満／2年以上利率×50%
 - ④ 1年6か月以上2年未満／2年以上利率×60%
 - ⑤ 2年以上2年6か月未満／2年以上利率×70%
 - ⑥ 2年6か月以上3年未満／2年以上利率×90%。
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

規定 4. 自由金利型定期預金 (M型) 規定 (スーパー定期)

1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金 (M型) (以下「この預金」といいます。) は、証書表面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (単利型)

A. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数 (以下「約定日数」といいます。) および証書表面または通帳記載の利率 (以下「約定利率」といいます。) によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額 (以下「中間払利息」といいます。) を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金 (以下「自由金利型2年定期預金 (M型)」) といいますが、中間払利息を定期預金とすることができます。

a 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または、通帳とともに提出してください。

b 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

c 定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により、中間利払日にこの自由金利型2年定期預金 (M型) と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金 (以下「中間利息定期預金」といいます。) とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

② 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、上記①にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③ 中間払利息 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金等共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第2条第4項または第5項により解約する場合には、その利息 (以下「期限前解約利息」といいます。) は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます。) によって計算 (預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金については6か月複利の方法) し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額 (中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額) と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月未満/約定利率×30%

b 6か月以上1年未満/約定利率×50%

c 1年以上3年未満/約定利率×70%

② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月未満/約定利率×30%

b 6か月以上1年未満/約定利率×40%

c 1年以上1年6か月未満/約定利率×50%

d 1年6か月以上2年未満/約定利率×60%

e 2年以上2年6か月未満/約定利率×70%

f 2年6か月以上4年未満/約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月未満/約定利率×30%

b 6か月以上2年未満/約定利率×40%

c 2年以上3年未満/約定利率×50%

d 3年以上4年未満/約定利率×60%

e 4年以上5年未満/約定利率×70%

④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月未満/約定利率×30%

b 6か月以上2年未満/約定利率×40%

c 2年以上3年未満/約定利率×50%

d 3年以上4年未満/約定利率×60%

e 4年以上5年未満/約定利率×70%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

B. (中間利息定期預金)

(1) 中間利息定期預金の利息については、前記2. A(1) 利息の規定を準用します。

- (2) 中間利息定期預金の利息については、原則として預金証書の発行または、通帳に記載しないこととし、次により取扱います。
- ① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または、通帳とともに提出してください。

3. 複利型（預入期間3年以上）

（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算し、満期日以後この預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金等共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第2条第4項または第5項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- a 6か月未満／約定利率×30%
 - b 6か月以上1年未満／約定利率×40%
 - c 1年以上1年6か月未満／約定利率×50%
 - d 1年6か月以上2年未満／約定利率×60%
 - e 2年以上2年6か月未満／約定利率×70%
 - f 2年6か月以上4年未満／約定利率×90%
- ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- a 6か月未満／約定利率×30%
 - b 6か月以上2年未満／約定利率×40%
 - c 2年以上3年未満／約定利率×50%
 - d 3年以上4年未満／約定利率×60%
 - e 4年以上5年未満／約定利率×70%
- ③ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a 6か月未満／約定利率×30%
 - b 6か月以上2年未満／約定利率×40%
 - c 2年以上3年未満／約定利率×50%
 - d 3年以上4年未満／約定利率×60%
 - e 4年以上5年未満／約定利率×70%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

規定5. 自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

1. （自動継続）

- (1) 自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書表面または通帳記載の満期日に元利金の合計額（元利金継続方式）または元金のみ（元金継続方式）のいずれかあらかじめ指定された方式によって、前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. （預金の支払時期）

この預金は、継続停止の申し出があった場合に満期日以後に支払います。

3. （単利型）

A. （利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または通帳記載の利率（継続後の預金については、前記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。
- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中

- 間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自動継続自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
- ②中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差し引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。
- ①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ②自動継続自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息については、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。
- a 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。
- b 中間払利息を定期預金とする場合には、当金庫所定の基準により中間利払日にこの自動継続自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする預入期間1年のこの預金(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。
- ③預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ④利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率により計算します。
- (4) この預金を定期預金等共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第2条第4項または第5項により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。
- ①預入日から1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- a 6か月未満/約定利率×30%
- b 6か月以上1年未満/約定利率×50%
- c 1年以上3年未満/約定利率×70%
- ②預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- a 6か月未満/約定利率×30%
- b 6か月以上1年未満/約定利率×40%
- c 1年以上1年6か月未満/約定利率×50%
- d 1年6か月以上2年未満/約定利率×60%
- e 2年以上2年6か月未満/約定利率×70%
- f 2年6か月以上4年未満/約定利率×90%
- ③預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- a 6か月未満/約定利率×30%
- b 6か月以上2年未満/約定利率×40%
- c 2年以上3年未満/約定利率×50%
- d 3年以上4年未満/約定利率×60%
- e 4年以上5年未満/約定利率×70%
- ④預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a 6か月未満/約定利率×30%
- b 6か月以上2年未満/約定利率×40%
- c 2年以上3年未満/約定利率×50%
- d 3年以上4年未満/約定利率×60%
- e 4年以上5年未満/約定利率×70%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。
- B. (中間利息定期預金)
- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記3. A. (利息)の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行または通帳に記載しないこととし、次により取扱います。
- ①中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ②中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳によるものは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- ③中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

4. 複利型（預入期間3年以上）

(利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または通帳記載の利率（継続後の預金については、前記1. (2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率によって計算します。
- (3) この預金を定期預金等共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第2条第4項または第5項により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- ①預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- a 6か月未満／約定利率×30%
 - b 6か月以上1年未満／約定利率×40%
 - c 1年以上1年6か月未満／約定利率×50%
 - d 1年6か月以上2年未満／約定利率×60%
 - e 2年以上2年6か月未満／約定利率×70%
 - f 2年6か月以上4年未満／約定利率×90%
- ②預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- a 6か月未満／約定利率×30%
 - b 6か月以上2年未満／約定利率×40%
 - c 2年以上3年未満／約定利率×50%
 - d 3年以上4年未満／約定利率×60%
 - e 4年以上5年未満／約定利率×70%
- ③預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- a 6か月未満／約定利率×30%
 - b 6か月以上2年未満／約定利率×40%
 - c 2年以上3年未満／約定利率×50%
 - d 3年以上4年未満／約定利率×60%
 - e 4年以上5年未満／約定利率×70%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

規定6. 自由金利型定期預金規定（大口定期）

1. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。
- ①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および、証書表面または通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
- A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。
- B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
- ②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金等共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第2条第4項または第5項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。
- ①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。）のうち、最も低

い利率。

A. 解約日における店頭表示の普通預金利率

B. 約定利率－約定利率×30%

C. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または通帳記載の満期日まで新たに預入れするとした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率－約定利率×30%

B. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数

(4) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

規定7. 自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

1. (自動継続)

(1) 自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面または通帳記載の満期日に元利金の合計額（元金継続方式）または元金のみ（元金継続方式）のいずれかあらかじめ指定された方式によって、前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。

2. (預金の支払時期)

この預金は、継続停止の申し出があった場合に満期日以後に支払います。

3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または通帳記載の利率（継続後の預金については上記1. (2) の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面または通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

(2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の 中間払利息は中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ 入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金利率により計算します。

(4) この預金を定期預金等共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第2条第4項または第5項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と下記②の利率により計算した期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における店頭表示の普通預金利率

B. 約定利率－約定利率×30%

C. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入れするとした場合、その預入れの際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%を下限とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率－約定利率×30%

B. 約定利率－{(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数)}÷預入日数

(5) この預金の付利単位は100円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

規定8. 変動金利定期預金規定

1. (預金の支払時期)

変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面または通帳記載の満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応答日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金(M型)（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方法により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (単利型)

(利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書表面または通帳記載の中間利払利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②中間利払日数および証書表面または通帳記載の利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差し引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を定期預金等共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第2条第4項または第5項により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。

①預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について約定利率×30%の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満／約定利率×50%

b 1年以上3年未満／約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満／約定利率×40%

b 1年以上1年6か月未満／約定利率×50%

c 1年6か月以上2年未満／約定利率×60%

d 2年以上2年6か月未満／約定利率×70%

e 2年6か月以上3年未満／約定利率×90%

(4) この預金の付利単利は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (複利型 [預入期間3年])

(利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について証書表面または通帳記載の利率（前記2.により利率を変更したときは変更後の利率）によって6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- (3) この預金を定期預金等共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第2条第4項または第5項により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満／約定利率×30%
- ② 6か月以上1年未満／約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満／約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満／約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満／約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満／約定利率×90%

- (4) この預金の付利単利は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

規定9. 自動継続変動金利定期預金規定

1. (自動継続)

- (1) 自動継続変動金利定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としてその6か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の預入最低金額以上のこの預金については自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申し出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日。2. および後記3. (1)①においても同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその6か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）または自由金利型定期預金の6か月ものの店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

3. (単利型)

(利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
- ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日を中間利払日とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書表面または通帳記載の中間利払利率（前記2. により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に、指定口座へ入金します。
 - ② 中間利払日数および証書表面または通帳記載の利率（前記2. により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1. (2) の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数について約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
 - ③ 利息を指定口座へ入金できず、現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を定期預金等共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第2条第4項または第5項により解約する場合には、その利息は、次のとおり支払います。
- ① 預入日（継続をしたときは最後の継続日）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について約定利率×30%の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。
 - A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - a 6か月以上1年未満／約定利率×50%

b 1年以上3年未満／約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

a 6か月以上1年未満／約定利率×40%

b 1年以上1年6か月未満／約定利率×50%

c 1年6か月以上2年未満／約定利率×60%

d 2年以上2年6か月未満／約定利率×70%

e 2年6か月以上3年未満／約定利率×90%

(4) この預金の付利単利は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

4. (複利型 [預入期間3年])

(利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について証書表面または通帳記載の利率（前記2.により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1.(2)の利率）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により支払います。満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

(2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における店頭表示の普通預金の利率によって計算します。

(3) この預金を定期預金等共通規定第2条第1項により満期日前に解約する場合、および定期預金等共通規定第2条第4項または第5項により解約する場合には、その利息は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満／2年以上利率×30%

② 6か月以上1年未満／2年以上利率×40%

③ 1年以上1年6か月未満／2年以上利率×50%

④ 1年6か月以上2年未満／2年以上利率×60%

⑤ 2年以上2年6か月未満／2年以上利率×70%

⑥ 2年6か月以上3年未満／2年以上利率×90%

(4) この預金の付利単利は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

(2026.03.02現在)050699(PC)